女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全教職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和4年4月1日～令和9年3月31日

２．本学園の現状と課題

①教職員全体に占める女性の割合は60%を超えている。また課長級以上の役職者に占める女性の割合は48%程である。

②教職員により、規定日数以上の年次有給休暇の取得はされているものの、個人によって日数にばらつきがある。

３．目標と取組内容・実施時期

目標１

課長級以上の役職者に占める女性の割合を５割以上として、教職員数の男女比と同程度を目指す

＜実施時期・取組内容＞

●令和4年 4月～

①教授会や教職員研修会等において、女性活躍推進法や本学園が策定した行動計画を説明する。能力に応じて女性教職員が将来課長級以上の役職に就き、学園運営の中核となることを目指すよう意識付けを行う。

②外部団体等が主催する研修会等に積極的に参加する。

●令和4年 10月～

人事面において、次年度役職者計画に際しては、従来どおり女性登用を考慮し検討を行う。

目標２

年次有給休暇の取得率向上を図る

＜実施時期・取組内容＞

●令和4年 4月～

①毎月初めに前月の教職員の年次有給休暇の取得状況の確認を行う。

②令和4年4月から導入した時間単位年次有給休暇等について、会議や研修会等において周知し、計画的な取得を促す。

●令和4年 10月～

①10日以上の年次有給休暇付与者で時季指定の規定の日数に達していない者には、所属長が計画的な取得の指導を行う。

②年次有給休暇が10日以上付与された者で、年度途中に5日取得した場合でも、ワークライフバランスの向上を図るため、一層の年次有給休暇の取得を促す。